

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

上益城農業協同組合

当組合では、法人のお客さま向けのご融資に際し、個人保証契約をお願いする場合には、具体的かつ丁寧な説明を行い、ご理解をいただいたうえで取り扱いをしております。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■本ガイドラインの詳細については、以下のサイトをご参照ください。

- ・ 全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline>
- ・ 日本商工会議所 <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、お客さまに対して経営者保証に関するご説明を実施致します。

1. 保証契約締結の必要性の検討については、以下の事項等を総合的に勘案して、保証契約の必要性を検討させていただいております。
 - a 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
 - b 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
 - c 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
 - d 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
 - e 経営者等から十分な物的担保の提供がある
2. 適切な保証金額については、資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定致します。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて、変更・解除等の申し入れを受けた場合は、改めて経営者保証の必要性等を検討致します。
4. 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家と連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定致します。

以上

2023年10月31日現在